

府省共通事務に関する行政評価・監視

＜評価・監視結果に基づく勧告＞

ポイント

- 各府省に共通する事務（調達、公用車、旅費等）については、「行政効率化推進計画」で効率化、合理化の取組
しかしながら、
 - 共通する事務でありながら府省によって取組に差異（同一府省内の各機関間でも差異）
 - 「無駄ゼロ」の観点から更に強力に推進する必要
- ⇒ 物品等の一括調達の推進、公用車の削減、旅費節減の取組の徹底などについて、全府省に対して勧告（平成 19 年 6 月 15 日）→具体的事例等は 2 頁以下参照
- ⇒ 勧告内容は、平成 19 年 7 月 2 日に改定された「行政効率化推進計画」に反映

本行政評価・監視は、8 管区行政評価局（支局を含む。）、沖縄行政評価事務所、18 行政評価事務所、本省行政評価局が調査を実施

<調査の背景と勧告事項>

背景

- 簡素で効率的な政府の実現が喫緊かつ最重要課題の一つ。「無駄ゼロ」を目指す行政改革（平成 19 年 1 月 26 日施政方針演説）が進められている。
- 政府は、「行政効率化推進計画」を策定し行政の効率化を推進
「各府省は、納税者の視点に立って、改めて所管の行政を見直し、その効率化に向け不断の努力を行う。」
- 地方公共団体や民間事業者では、様々な先進的な取組の例
⇒ 国の事務・事業の減量・効率化やコストの削減が求められている。

- 各府省における取組には差異。各府省に共通する事務に着目し、事務の省力化、コストの削減を一層推進する等の観点から、①物品・役務の調達、②庁舎の維持・管理、③公用車の使用、④旅費の支給、⑤行政効率化推進計画の取組等の状況について調査

【調査対象】

全 16 府省の本府省（外局、施設等機関の一部を含む。）及び地方支分部局等（159 機関）

勧告事項

- 1 物品、役務等の一括調達の推進等
- 2 調達事務の集約化の推進
- 3 適正な物品管理の推進
- 4 公用車の効率化の推進
- 5 旅費事務の見直し等
- 6 行政効率化の一層の推進

左記の観点から、具体的な改善策を勧告

勧告日：平成 19 年 6 月 15 日

勧告先：全府省

勧告内容は、

「行政効率化推進計画」に

反映（7 月 2 日改定）

< 1 物品、役務等の一括調達への推進等 >

(1) 事務用品の一括調達の推進

調査結果等

一括調達の推進 ⇒ 事務の省力化、コストの削減

【消耗品】(コピー用紙、トナー類、文具用品類等)

- 単価契約(注1)の推進により上記3品目の年間契約件数が数件となっている調達機関(注2)がある一方、単価契約によらず少額随意契約(注3)を繰り返し、契約件数が膨大となっている調達機関あり

⇒ 中には、900件を超えている調達機関あり

- 少額随意契約による年間の調達合計額が 160万円を超えている調達機関あり

⇒ コピー用紙：26 調達機関、トナー類：93 調達機関、文具用品類等：92 調達機関、中には、トナー類の年間の調達合計額が1億円を超えている調達機関あり

【備品】(机、椅子、パソコン、プリンタ)

- 1～3週間の間に同種の備品を少額随意契約により数回～十数回調達し、その調達額の合計が160万円を超えている調達機関あり(8府省16調達機関)

勧告要旨

- ① 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の削減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進すること。(全府省)
- ② 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進すること。(8府省)

勧告

報告書
P18～

資料1

資料1

報告書
P28～

資料1

報告書
P34～

資料2

(注1) 物品等の単価だけを決定し、支払金額はその給付の実績に基づいて算定する契約。消耗品は単価契約によることが可能

(注2) 物品等の調達などの契約事務を行う会計法の規定に基づき設置された機関(支出負担行為担当官又は契約担当官)

(注3) 物品の調達予定額が160万円以下の場合、随意契約(少額随意契約)が可能となっている(160万円を超える場合は、競争入札による必要がある)。

(2) 合同庁舎の維持・管理に係る契約方法の見直し等

調査結果

- 合同庁舎の共用部分と専用部分で共通する、清掃業務や蛍光管類などを、共用部分と専用部分とで一括して調達し、コストの削減等を図っている庁舎がある一方、別々に調達している庁舎あり（清掃業務：21 庁舎、蛍光管類：24 庁舎）
 - ・ 隣接する庁舎で、同じ蛍光管の調達単価が 3.6 倍割高となっている例あり（323.4 円⇔1,164.0 円）

報告書
P47
資料 3

勧告

勧告要旨

- 共用部分と専用部分で共通する役務又は物品の一括調達を推進すること。(13 府省)

< 2 調達事務の集約化の推進 >

調査結果

- 一箇所で集中的に処理する方が効率的であるが、同一機関内や同一敷地内等に複数の調達機関を設置し、それぞれで物品を調達している府省あり
 - ・ 本省内部部局に調達機関が 14 あり、それぞれでトナー類を調達している例
 - ・ 外局内部部局に7 人分のみの調達を行う調達機関を設置している例
 - ・ 同一建物に入居する本省と外局がそれぞれ調達を行い、コピー用紙の単価が 1.7 倍～1.9 倍の差となっている例（共同調達を行えば外局の調達額の 47%（388 万円）の縮減が可能とみられる。）
- 地方支分部局等における調達事務を上部機関（本府省やブロック機関等）に集約している府省がある一方、集約化の取組を行っていない府省あり

報告書
P79
資料 6
報告書
P80
資料 6
報告書
P94
資料 7
報告書
P99～

勧告

勧告要旨

- ① 同一機関内や同一敷地内等に複数の調達機関を設置している府省は、会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進すること。(9 府省)
- ② 地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進すること。(12 府省)

< 3 適正な物品管理の推進 >

調査結果

- 物品の数量や現況が把握されていない例（7府省 19機関）や、使用する見込みのない物品を長期間保管している例（8府省 12機関）あり
 - ・ トラクター2台（取得価格 2,224万円）の所在が不明
 - ・ 使用されなくなったワードプロセッサ 188台を保管

勧告

勧告要旨

- 必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄など処分の方針を決定すること。（9府省）

報告書
P112~

< 4 公用車の効率化の推進 >

調査結果

- 運転者の人数より公用車の台数が多く、常時遊休化している公用車あり（3府省 6機関 10台）
 - ・ 運転者7人に対し公用車12台を保有している例
- 部局別管理を行っていることにより、使用が低調となっている公用車あり（4府省 8機関 24台）
- その他、年間4,000kmも走行していないなど使用が低調で削減を図る余地がある公用車あり（5府省 14機関 14台）
 - ・ 平成18年4月から10月までに全く使用されていない例、2日間しか使用されていない例あり
- 使用実績に基づく公用車の削減や有効活用方策の検討は、総じて低調

勧告

勧告要旨

- ① 使用が低調なもの等について、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどにより、削減又は有効活用すること。（7府省）
- ② 使用実績を把握の上、これに基づき、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどの検討を行い、公用車の効率化を推進すること。（12府省）

報告書
P122~
資料 8

報告書
P125~
資料 9

報告書
P129
資料 10

報告書
P130
資料 11

< 5 旅費事務の見直し等 >

調査結果

報告書
P140
P143

- 職員の旅費を口座振込が可能であるにもかかわらず、現金で支払っている例あり（2府省5機関）
- 職員の口座に振り込まず、受領代理人の口座に振り込み、受領代理人から職員に現金で手交する煩さな方法としている例あり（4府省9機関）

報告書
P161～
資料 13

- 旅費節減の取組を徹底すべき例
 - ・ 航空機利用の出張でのパック商品や割引の利用が50%に満たない（7府省17機関）
 - ・ JR各社の割引切符等を活用していない（7府省18機関）
 - ・ パック商品の利用を職員に求めている（2府省6機関）
 - ・ 通勤手当と旅費の調整を行っていない（9府省31機関）

P174

P180

勧告

勧告要旨

- ① 職員に対する旅費の支給方法について、現金払及び受領代理人の口座への振込を見直すこと。（5府省）
- ② 旅費の効率化の取組に関する通知・文書の内容の周知、パック商品や割引運賃制度の積極的な活用などにより、旅費節減の取組を徹底すること。（全府省）

< 6 行政効率化の一層の推進 >

調査結果

報告書
P188
資料 14

- 地方支分部局等へ行政効率化推進計画の周知すらしていない府省（1府省）や、同計画について特段の取組を指示していない府省（10府省）あり
- 本行政評価・監視の指摘に基づく改善措置を講ずることにより、実施体制の見直し・合理化が必要
- 地方公共団体における総務事務センターの設置や民間企業におけるシェアードサービス会社（注）の設立などにより、共通事務の集約化や業務のアウトソーシングに取り組み、人員配置の見直しや経費の節減を図っている例あり

報告書
P193～

勧告

勧告要旨

- ① 行政効率化推進計画に基づく取組を徹底すること。（全府省）
- ② 上記項目における指摘に対する必要な改善措置を講ずることにより、府省共通事務の実施体制の見直し・合理化を行うこと。（全府省）
- ③ 地方公共団体や民間企業における共通事務の効率化や経費節減の先進的な取組も参考に、更なる行政効率化の取組の推進について検討すること。（全府省）

（注）複数の組織で共通的に実施されている業務（特に内部管理業務や間接部門）を、個々の組織から切り離して、集中・統合して行う別会社